

「共同の事業に関する事業場認定の指針の制定」に対して頂いたご意見の概要と国土交通省の考え方

頂いたご意見の概要	国土交通省の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、事業場では賃金等の労働条件が異なる様々な会社の労働者が混在しており、同じような作業を行っている。このたびの指針制定は、職安法・派遣法に関する違反を合法化することから、反対である。</li> </ul>	<p>共同の事業を行う場合にあっても、労働関係法令については当然遵守されるべきものであると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>共同事業方式は、責任体制の弱体化と人件費削減が目的であり、現場整備士の仕事への意欲、技量の低下により安全性に影響することから、指針の制定に反対する。</li> <li>共同で確実に整備作業を実施する上で、労働条件の違いは弊害となることから、指針制定は問題である。</li> <li>労働条件の違いは、整備作業において重要なチームワークを損なうこととなる。今回の制度は自社整備体制の弱体化につながり問題である。</li> </ul>	<p>本指針では安全性を確保するために、整備業務が適確に実施されるよう、各構成企業は担当業務を適切に実施する能力を有すること、統括管理企業が品質管理、技術管理、教育訓練管理等について主たる体制を有し、他の構成企業を統括・管理すること等についても求めており、事業場認定の審査を通じて確認を行ってまいります。また、認定後も立入検査等を通じて適切に指導・監督してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>共同の事業場では、責任の所在がはっきりとしないのではないかと。</li> </ul>	<p>本指針では責任の所在を明確にするために、業務の管理について責任を有する統括管理企業、及び、担当業務を適切に実施する責任を有する各構成企業が、それぞれの責任のもと共同の事業を行うことを求めることとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の受委託の仕組みが複雑であることを理由に指針を制定することはあまりに短絡的であり、それならば一企業で行えばいいことではないかと。矛盾がある指針制定には反対である。</li> </ul>	<p>一つの企業でなくても、グループ企業全体が一元的な権限と責任かつ一体的な品質管理体制のもとで整備業務を行う場合には、適確に整備業務を実施することが確保できると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>指針案では業務管理執行委員会を置くとあるが、管理の一辺倒では問題がある。国土交通省の監査等において、現場サイドからの視点での内容のチェックにも配慮していただきたい。</li> </ul>	<p>航空機の整備作業の的確な実施能力については、事業場認定の審査や立入検査を通じて適宜指導・監督を行っているところです。現場の整備作業の観点からも、適切に監査等を実施してまいりたいと考えております。</p>

- ・ モラルの低下を防ぐため、賃金、労働条件の向上も併せて行うべきであるが、統一の認定事業場にすることは、業務の簡素化の点からも必要。

お寄せ頂いたご主旨については、今後の施策の参考とさせていただきます。